

【足立区地域自立支援協議会精神医療部会・権利擁護部会】会議概要

会 議 名	令和元年度 足立区地域自立支援協議会 第1回精神医療部会・第2回権利擁護部会					
事 務 局	福祉部 障がい福祉課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課					
開催年月日	令和元年9月26日（木）					
開催時間	午後2時00分 ～ 午後4時00分					
開催場所	足立保健所 会議室					
出席者	部会長	森澤 美穂	部会長	中村 知意	部会員	新垣 多恵
	部会員	後藤 直弘	部会員	小杉 信之	部会員	久下 えみ子
	部会員	内田 聖子	部会員	久保田 淳一	部会員	名久井 昭吉
	部会員	寺西 新	部会員	後藤 英樹	部会員	柳瀬 晴夫
	部会員	小宮 昇治	部会員	江黒 由美子	部会員	鈴木 真理子
	部会員	木村 正枝				
欠席者	部会員	宮岸 侑加	部会員	平賀 正司	部会員	田中 裕子
	部会員	吉田 ふみ	部会員	橋本 啓人	部会員	佐藤 佳子
	部会員	小山 幸俊				
会議次第	1 開会あいさつ 2 新委員・オブザーバー紹介 3 議事 （1）住宅課で実施している居住支援施策について （2）住まいの確保に関する事例について 4 事務連絡					
資料	次第 資料1 足立区地域自立支援協議会 精神医療部会 委員名簿 足立区地域自立支援協議会 権利擁護部会 委員名簿 資料2 住宅課で実施している居住支援施策について 資料3 住いの確保に関する事例について					
その他						

様式第2号（第3条関係）

（協議経過）

1 開会あいさつ

○中央本町地域・保健総合支援課長

みなさんこんにちは、中央本町地域・保健総合支援課長柳瀬でございます。昨年度から引き続きまして、今年度も部会の委員を務めさせていただきます。委員の皆様におかれましては大変お忙しい中、この会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。日頃より、足立区の保健衛生行政に多大なるご理解ご協力いただきありがとうございます、重ねて感謝申し上げます。

この自立支援協議会は、地域における障がい福祉に関する関係機関による連携、支援の体制整備の協議の場となっております。本日は、精神医療部会と権利擁護部会の合同での会議とさせていただきます。

各部会での検討状況でございますが、昨年度の精神医療部会においては、精神障がいにも対応した地域包括ケアについて議論を進めてまいりました。権利擁護部会においては、差別の解消をテーマに事例の検討、整理を行ってきたところです。

昨年度は両部会において、委員の皆様からご意見をいただいたところですが、特に住まいについてたくさんのご意見をいただいたところです。それを受けまして、本日は住まいをテーマに障がい者の方の住居の確保につきまして課題を共有すること、課題の解決に向けまして議論を進めさせていただければと思っております。

ご出席の委員の皆様におかれましては、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただければと思います。本日いただきましたご意見等については、精神保健行政、障がい者施策に活かしていきたいと考えております。それでは、これから午後4時ま

で2時間ほどの長い時間になりますが、ご協力をお願いいたします。

2 新委員、オブザーバーの紹介

3 議事

○樋口精神保健係長

本日は議事が2件ございます。1番目が、「住宅課で実施している住居支援施策について」。2番目が、各委員の皆様からご提供いただきました住まいの確保に関する事例についての共有、課題の抽出を行いたいと考えております。

それでは中村部会長、進行をお願いいたします。

○中村部会長

みなさんこんにちは。権利擁護センターあだちの中村でございます。よろしく願います。本日進行をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議事の1番目「住宅課で実施している住居支援施策について」大越係長さんからお願いいたします。

○大越住宅計画係長

住宅課住宅計画係長大越と申します。本日はよろしくお願いいたします。住まいをテーマということで、住宅課で行っている施策ですとか、内容等についてご説明させていただきます。お手元の資料2「住宅課で実施している居住支援施策について」をご覧ください。

公営住宅の窓口ということで、住宅課では区営住宅の募集案内、都営住宅の募集案内。都営、区営の中にもシルバーピアといった高齢者向けの施設もございますので、

それらの施設の募集案内の対応をしています。具体的には、区営住宅については約 800 戸、都営住宅ですと約 30,000 戸、足立区にございます。都営住宅は、特別区全体の 20%が集中している状態となっております。

続きまして、住宅に関連する相談としまして、いろいろなお悩みを抱えている方に対しまして、いくつか相談窓口を用意しております。

①の住まいの相談ということで、月に 1 回、第二水曜日に相談員に建築士を招いて、戸建て住宅がメインになりますが、ほぼ何でも相談できる形を取らせていただいております。中には、新築、改築だけではなく、リフォームですとか、近隣とのもめ事や大家との関係やいろいろなお話をさせていただいております。

②分譲マンション相談ということで、分譲マンションにお住まいの方、どなたでもご利用できるのですが、維持管理をはじめ、近隣との付き合いですとか、組合との関係など、何でも対応している状況です。こちらも月 1 回、第三水曜日に行っております。

③総合住宅相談会ですが、年 1 回、10 月開催で、今年度は 10 月 5 日土曜日に開催予定です。こちらでは、色々な問題というのは建築士やマンション管理士だけで解決できるわけではなく、弁護士や税理士、家屋調査士だったり、色々な人が関係する問題も多々ございますので、そういう方を一度に呼んでですね、解決を図ろうという事で実施しております。相談員として、建築士、宅地建物取引士、税理士、弁護士、司法書士を呼んで対応しているところです。実際に相談に来る人は、一般の方をはじめ、高齢者や障がい者の方、いろいろな方が来られています。

続いて住宅等の紹介ですが、①住宅あっ

せんになります。裏面を見ていただくと、書式を載せさせていただいているのですが、こちらの制度について簡単に説明させていただきます。お客様が探されている住宅の要望を聞いて、それを足立区と協定を結んでいる宅地建物取引業協会、全日本不動産協会の二つの協会にその情報をお伝えし、合う内容を探していただいて、合うものがあれば直接不動産屋さんから相手方に連絡がいく仕組みになっております。

実績は、昨年度 91 件お申込みいただきました。成約が決まったら足立区に報告してください、となっているのですが、不動産屋も横のつながりとか、自分が話を受けたのだけれども結局仲介で他の不動産屋と最終的に契約したとかで、全部の報告をいただけていないというところは課題ではあるのですが、それでも 20 数件の報告をいただいているのと、引っ越された方というのも確認していて、91 件中約半分くらいの方は引越しされているという状況です。

今年度につきましては、20 件ご相談いただいております。相談いただいている方は、高齢者が多いのですが、だいたい 50% ぐらいになります。あとは障がい者、外国人、若い世代ですとか、いろいろな方からご相談いただいている状況です。こちらの制度は、住宅確保要配慮者を対象とした制度となっております、区内在住で、区内に引越しを考えている方を対象として行っています。

続いてセーフティネット住宅の紹介ということで、平成 29 年度に住宅セーフティネット法が改正されまして、住宅セーフティネットの登録住宅というのを、東京都が主体となって進めているという状況です。こちらは住宅確保要配慮者が入居できる住宅の登録に向けて、進めておりまして、普

及啓発、どこにアクセスしたらいいかなどのパンフレットを窓口に置かせていただいて、見ていただき、探していただくなどご紹介させていただいています。まだ始まったばかりで件数が伸び悩んでいるのですが、東京都全体で794戸の登録住宅がございまして、うち足立区では41戸ございまして、なかなか普及していない状況でして、41戸あるのですが、建物棟数でいうと4棟です。ただ、その4棟中3棟というのはシェアハウスになっております。一定の基準をクリアしないと登録はできないのですが、バリアフリーとかに配慮されているかという、そこまで配慮はされていない、まだセーフティネット住宅というのが実を結んでいない、まだ発展段階であると言えます。

続いて、住宅に関する助成制度の紹介という事で、足立区で行っている住宅関連の助成制度、例えばバリアフリーとか、耐震とか、ご紹介させていただいて、普及啓発を図っています。

続いて、住宅改修費の助成ということで具体的に言いますと、自己所有の建物で手すりですとか、段差解消、これは部屋内もそうですし、マンションでいえば共有部分も対象になります。そういったものに、一部補助をする制度となっております。こちらに関しては、高齢者であれば高齢福祉課、障がい者であれば障がい福祉課が対応しているところです。

続きまして、その他になりますが、住まいるインフォメーションの作成ということで、いままでご説明させていただいた内容というのを、個々で説明してもわかりにくかったり、いろいろな窓口を確認しに行かなくてはいけないという状況をふまえて、足立区では住まいに関する事、全てをまと

めた情報誌を年一回更新させていただいて、発行しております。

例えば、7ページ、8ページを開いていただくと、バリアフリーの内容が記載してございます。バリアフリーといっても対象によってはいろいろございまして、例えば65未満の予防を兼ねたバリアフリーというのは住宅課がメインでやっております。65歳以上の高齢者につきましては、7ページの下の部分ですが、高齢者につきましても「要介護」「要支援」受けているか、受けていないかによって、窓口が変わったりですとか、右側に行きますと、障がいのある方は障がい福祉課でお願いしますとか、いろいろ同じ内容でも分かれていますので、一冊にまとめてどれが対応できるのか、どこに該当するのかというのをまとめております。毎年新しい内容を盛り込んで各セクションに置かせていただき、またホームページにアップさせていただいているような状況です。

続いてなのですが、記載はないのですが、足立区でこれから取り組んでいこうとしている内容について、説明させていただきます。今、住宅セーフティネット法が改正されて、各都道府県、若しくは市区町村で居住支援協議会を設立し、居住支援を検討していくという動きが強くなってきています。足立区ではまだ居住支援協議会というのはないのですが、居住支援に対する考え方、どういう支援が出来るのかというのを、今、検討している最中でございます。例えば、明日なのですが、不動産協会さんとかと連携を図って、現状どうなっているのか、高齢者への対応、障がい者への対応がどうなっているのかなどの会議を行い、検討を進めております。

また、東京都では居住支援法人という法

人を指定する制度がございます。こちらも今年度から行っておりまして、足立区東綾瀬にある「メイクホーム」さんが、居住支援法人として指定されて、住宅確保要配慮者に対して住宅を紹介したり、区と連携を取ってやっているところです。

最後になりますが、これは福祉の話になるのですが、梅田地区でモデル事業をやっておりまして、その中で住宅相談というのをやらせていただいています。地域包括と連携してやっているのですが、窓口で待機しているのではなく、窓口に来られない方などの声を拾うということで、外に出てモデル事業としてやっているのですが、今お話を聞いていると、簡単に住まいだけで解決できる話ではないことが多いという印象です。もちろん住まいの問題もあるのですが、それ以外にも生活支援ですとか、環境ですとか、地域との関係ですとか、色々な問題が重なっていて、一筋縄ではいかないなというのが、最近感じているところではあります。その内容も含めて皆様からお話が聞ければと思います。よろしくお願いいたします。住宅課からは以上になります。

○中村部会長

ありがとうございます。今のお話を聞いていただいて、皆様の方からご質問とかご意見等ございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

それではすいませんが私の方からですが、住宅確保の要配慮者という方たちは、どのような方を想定にしているのか、先ほど高齢者、障がい者、外国人の方とおっしゃっていたのですが、他にも対象になる方というのはいらっしゃるのですか。

○大越住宅計画係長

住宅確保要配慮者というのは、住宅セーフティネット法に位置付けられていまして、あとは東京都の条例にも、どのような方が該当するのかがというのが明確に記載されております。その中で代表的な方と言えますと、高齢者、低所得者、障がい者、外国人、あとは幅広いのですが、子供を養育している方、代表的なところで、ひとり親の方ですとか、そのような方々が主なところです。ただ、細かいところで行くと、LGBTの方ですとか、Uターンしてきた方とかですね、かなり広義な意味合いが含まれています。

○新垣委員

セーフティネット住宅ですが、こちらは保証人とか必要になるのですか、若しくは制度の中で紹介していただけるとかあるのですか。

○大越住宅計画係長

セーフティネット住宅に関しては、積極的に受け入れるというところですね、ただ会社によっては保証人を立ててほしいとか、あとは保証会社、今は保証人というよりも保証会社をつけてくれればいいよというケースが、不動産屋は多いです。ただ、不動産屋は保証会社でもいいと言うのですが、保証会社が保証を受けてくれるのかというのが課題であって、なかなか保証会社が保証するにあたって保証人というか、身寄りがしっかりしていないとなかなか保証してくれなかったりというのが、課題がずれたというか、同じ課題なのですが不動産屋さんから保証会社にずれたというのが現状だと思います。

○森澤部会長

先ほどの東綾瀬の不動産屋さんは、噂には聞いていたのですが、どのような事をされているとか事例があれば教えていただければと思います。

○大越住宅計画係長

まだ一回しかお会いしていないのですが、説明を聞かせていただいた限りでは、足立区でも福祉事務所ですとか、あちこち相談に行ったのですが上手くいかなかった人をご案内させていただいたりですとか、直接連絡したりしているというのは聞いております。積極的に低所得者の方ですとか、障がいを持っているので受け入れてもらえなかった方ですとかを、親身になって対応してくれて、経験を色々お持ちみたいで、すごい共感できるというか、自分事で苦労してきた部分もあったりと、すごい親身になってやっていただいているという印象を受けました。

○森澤部会長

どこかにパンフレットを置いてあったりとかしますか。

○大越住宅計画係長

メイクホームさんのパンフレットは会社様に行かれたらもらえると思うのですが、東京都のホームページに、居住支援法人のページがございまして、そこに指定が1番から20番ぐらい、20法人ぐらい指定を受けている状況でして、その中でメイクホームさんが19番目の指定を受けておまして、指定年月日が今年の3月28日になっているのですが、そちらに支援業務の対象者、どのような方を支援しますという項目もございまして、例えば、低額所得者、

被災者、大規模災害被災者、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等々、記載がございます。

○中村部会長

住宅あっせんは、平成30年度の実績が91件ということでしたが、経年で見て増減というのはどうでしょうか。

○大越住宅計画係長

昨年度は、3倍ぐらい増えています。今まで50件行かないで、30～40件程度を行ったり来たりしていたのですが、昨年度あたりから急激に増えている状況です。

○中村部会長

急激に増えた原因というのは、何か分析とかしていますか。

○大越住宅計画係長

話しは色々聞いていますが、まずどうやってこの制度を知ったのかですとか、どういう経緯があったのかというところを聞かせていただいているのですが、まず住宅セーフティネットという言葉が今まで聞いたことがなくて、その言葉が普及してきたというのが、皆さんのご意見にありました。

あともう一つ大きいのが、去年に限った話ではないのですが、空き家というのが結構増えてきて、とにかく建物が経年劣化してきている状況で、大家さんも出ていってほしいという相談が最近非常に多いです。おそらく土地の値段が上がっていて開発業者が営業をかけていたりというのもあるかと思うのですが、とにかく建て直したいとか売りたいとかで、立ち退きという話ですね。それで、立ち退く必要はないのですが、それは大家さんの意見であって、住んでい

る人の権利もありますのでというお話をさせていただくのですが、一回言われてしまうと居づらいというのが、相談を受けた方は口をそろえて言われてですね、自分が意固地になって居座っているような雰囲気になっているという事で、そういう話を受けたら引っ越さざるを得ないと感じる方が多いようです。

○江黒委員

うちの近所に生活保護を受けている方が4人いて、8人ぐらい住めるアパートに全員いて、1、2ヶ月で立ち退きをしてくれ、もう壊すからと言われてしまっていて、不動産屋さんが熱心に生活保護以内の家賃で住めるところで、とりあえず日当たりがいいところがいいといって、新しくきれいなところではないけれど、古いアパートで同じ西部事務所が近いところで、と色々言っていて、不動産屋さんが配慮してくれて探してくれたという話を聞きまして、そのようなご理解があって、生保ということも含めてきちんとした対応してくれた不動産屋さんもあってよかったと、いい事例なのですがそのような事もありました。

やはり、今は障がい者だけではなく高齢者や外国人、低所得者、ひとり親もそうですし、反社会的勢力の方たちなど、足立区はとても多いので、その辺は課題が出てくるのかと思います。

○中村部会長

私どもの権利擁護センターあだちでも、福祉サービスの利用援助ですとか、金銭管理など判断能力の低下した方たちのお手伝いをさせていただいているのですが、その中でも立ち退きという問題は結構出てきていまして、たとえば立ち退きを迫られた際

に法律的な知識も必要になってくるかと思うのですが、役所の中でご相談できるような部署というのはあるのでしょうか。

○大越住宅計画係長

住宅課では建て替えとかがメインになるのですが、法律的な相談では、足立区役所の中で区民の声という部門がありまして、そちらで不動産相談、不動産の法律的なところ、あとは弁護士相談の二つございます。弁護士相談は弁護士さんに相談を、不動産相談は宅地建物取引士さんに相談ということで、まずは不動産相談で法律の部分の手前の相談をしていただくように案内しています。そこでどうにもならないようであれば、弁護士相談で弁護士さんに相談していただくような流れで案内しています。

○中村部会長

弁護士さんの相談というのは決められた日程とかあるのですか。

○大越住宅計画係長

月曜日から金曜日、毎月第二土曜日と第四曜日で、時間を合せていただくような形になります。

○中村部会長

相談者に合せて設定していただくという事ですね。

今の件で言いますと、立ち退きに関して、私どもの利用者さんの中にいまして、顧問弁護士がいるのでお尋ねしたところ、相当期間をもって、前もって宣言したうえで、それ相応の保証、新しいお住まいの敷金礼金ですとか、数か月分の入居料をもって出来るという事でして、立場的にはかなり居住者のほうが強いというのをお聞きし

ているので、専門的な部分も含めてご相談に乗ってくれるということですね。

住まいのインフォメーションについて、きれいなパンフレットをお配りいただいています。こちらの内容も含めて情報提供いただきましたが、こちらも含めてご質問等ありませんでしょうか。

それでは、議事の1番については以上とさせていただきます。次に、住まいの確保に関する事例という事で、前もって皆様の方から身の回りの事例ですとか、かかわりのある方たちの事例をいくつかご提供いただいています。資料の5ページから、大きく分けますと住宅の確保について困っている事、工夫等している事、うまく手続きが進んだ事例という事で、前もって事例をご提供いただいています。本来でしたら、全ての事例についてご案内いただきたいところなのですが、時間も限られておりますので事務局と相談し、いくつか事例をピックアップさせていただいて、事例説明含めて意見交換をしたいと思います。

まず、困っている事例から、5ページ(2)の事例について、新垣委員からご説明いただけますでしょうか。

○新垣委員

住まいの確保について困っているということで、保証人の問題が深刻な状況で、保証会社を要するけれどその審査が通らないということと、緊急連絡先を持たない方も多くいらっしゃるの、そのような患者さんだとその時点で断られてしまったり、最近のケースでは単身でアパートに入っていたのですが、親御さんが亡くなってしまって更新時に緊急連絡先が無いという事がわかった時点で不動産屋さんにも更新できない

となって、保証会社にもお願いしたのですが全部審査に落ちてしまって、結局更新に間に合わなくてアパートを出ることになって、生保の方だったので一時施設をお借りしてアパートを探したという人もいました。

アパート探しはいつも苦労するのですが、不動産屋さんにも協力してくれるのですが、精神科の病院の患者さんだとNGと言う大家さんもいらっしゃる、具体的に物件をお願いすると、そこはNGなのですと言われてしまったりして、これは権利擁護の問題にもなってくるのかと思うのですが、実際はアパートに入られて病状が悪くなって、かなり不動産屋さんや大家さんに迷惑をかけてしまう結果になってしまう事も多くあるので、地域の理解だとか、今は昔と違って在宅のいろいろな支援が精神の方でも使えるようになっていて、そのあたりの理解も深めていただけると、貸していただけるという関係性も作れるのかなと、思っています。

○中村部会長

皆さん、同じような事例で困っているケースもあると思いますが、今のお話をお聞きしてご意見、ご質問ですとか、身の回りの事例等ありましたら情報提供いただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。

○内田委員

グループホームを退居してアパートを探す際に一番困るのが、暴力団関係、反社会的勢力だった方たちで、生活する能力は訓練で身につけているのですが、その後の行き先がどうしても見つからなくて、結果、更生施設とか救護施設にお願いするというケースが多くなっています。今お話があっ

たような中に、もしかしたら反社会的勢力の方も受けてくださるのでしょうか。

○大越住宅計画係長

反社会的勢力の方が対象かどうかというのは、聞いたことがないので対象にはなっていないかもしれないのですが、今回のメイクホームさんもしかりなのですが、そのような方に寄り添ってやっていこうという会社さんは、多くはないですが中にはいらっしゃると思います。不動産協会とも話をしているのですが、全員が高齢者、障がい者が難しいという訳ではなくて、受け入れてくれるところもたくさんあって、区のあっせん事業もしかりなのですが、例えば20件受け入れて引越しまでしましたと報告くれたところというのは、ほとんど同じ会社さんになります。全体数でいえば少ないですが、そのような方に寄り添っている会社さんもあるのは事実です。そこに相談してみるとするのは十分価値があると思います。

○内田委員

実際、グループホームを利用しているので、活動を続けているという事ではなくて、以前にそのような経歴があって全身刺青がしてあったりとかで、データに残ってしまっているようで、それで断られてしまうというようです。それなので、就労Bなど週5回しっかり通って、ご本人はいろいろな面で社会貢献をしていこうという意欲のある方たちが、過去のいろいろな事でデータ上はねられてしまうという方が多くいらっしゃるるので、入居の時点でそうなるとそのような経歴がある人は受け入れるのは難しいという問題もあります。

それ以外に物件を探す段階で困る事というのは、緊急連絡先というところで、今年

4月ぐらいから不動産の制度、法律が変わったのか、不動産業者さんから今までは保証人が絶対必要だったのですが、変わったことによって保証人さんは要らなくなって、保証人協会を通すことになって、それで絶対必要なのが、緊急連絡先ですという説明を受けました。その際に、緊急連絡先は身内でなくてもあなたがなってもいいですよ、というのは結構言われたのですが、個人的にはならないという事でお断りをしているのですが、連絡先というのは会社の方でも、お友達でもいいですよと言われても、なかなか見つけることが難しいという状況です。

○大越住宅計画係長

補足として、最近民法が変わりまして、これは区営住宅にも言えることなのですが、今までの保証人に関するルールが大きく変わりました。その中で、区の方針や都の方針もはっきりとは出ていないのですが、保証人ではなく緊急連絡先、緊急連絡人で対応していこうかという動きがあります。

○中村部会長

いま内田委員からおっしゃっていただいた、反社会的勢力の方たちでも社会貢献したいということで、その入り口で躓いてしまうとそのお気持ちもということも。新垣委員の事例でもありますが、精神の患者さんはNGと、頭から言う不動産屋もいるというところでは、当然、権利擁護の観点からあってはいけないことなのですが、実際に事例として挙がってきてしまっているという中では、相談できる行政の部署というのはあるのですか。

○後藤英樹委員

足立福祉事務所中部第一福祉課長の後藤です、生活保護受給者の方へのサービスを担当しています。生活保護のケースですと、生活保護のケースワーカーに相談をいただきますし、障がいサービスであればそちらの部署に相談するというところで、どこか一本化した窓口があるということではない状況というところです。

○中村部会長

関係者の方の中でキーパーソンとなっている方に相談するという形ですか。

○後藤英樹委員

それが現状だと思います。

○中村部会長

知的障がいであれば、知的の援護ワーカーさんであり。

○後藤英樹委員

そうですね、それも決まったものではなく、その方の一番キーになる方から相談を受けていくというところかと思います。

○中村部会長

ありがとうございます。今のご意見踏まえていかがでしょうか。

○名久井委員

すこし視点が違うかもしれませんが、2番目の足立病院の方はNGという、これは精神障がい者はダメという意味なのでしょうか。

○新垣委員

多分、そのような意味合いですよね。通

院されている方は、ちょっとダメですという大家さんの物件ですということで。不動産会社さんというよりは、大家さん自身が入居の方を選んでいる時点で、不動産屋さんにそのようなオーダーを出しているのだと思うのですね。

○名久井委員

これは完全な差別で。

○新垣委員

そうですね、そのあたりも説明させていただいて、差別の問題というのは不動産屋さんであったり大家さんであったりはこれまでの経験の中でおっしゃる方もいらっしゃって、その辺の溝を埋めていく作業というのが、一方的にこちらが貸せというだけではなくて、貸してもらえるためにどういう理解を深めていけばいいのかとか、そういう動きが必要ではないかと思います。

先ほど、住宅課の方がおっしゃたように、不動産協会さんとか、あまりこちらも馴染みがないのですが、宅建協会さんというところに、研修会とかで障がい者の支援のあり方を話したり、お互いに歩み寄りが無いと住宅の問題というのは解決しにくいのかと感じています。

○中村部会長

病院に通院されている方は、というところで出てきていますが、こちらについていかがでしょうか。

○久下委員

私の病院の近くにもいくつか不動産屋さんがあるので、なんとかそこを繋ぐということで色々やっているのですが、足立区は舍人ライナーができてから建て直しも多く

なったので、以前だと皆さんが入らないような物件も見せてくれたのですが、最近是一般の人と同じ物件になってしまったので、同じ条件でということではないかなと思いつつ、そういう意味では病院前の不動産屋さんは、多少は理解があるなと、でもやっぱり大家さんというところで引っかかってきてしまうので、初めから大家さんがわかっていたなら、紹介してくれなくてもいいのに、というようにところも何件かあったのですが、見て、大家さんに聞きます、それでダメでした、だったら初めから見ないほうがいいかなと。わざわざ行ってダメだったなんてことで、患者さんがショックを受けてしまって、ダメならダメで、いいところを見せていただくしかないかな。どこかに通っていますとか、私たちもいろいろやっています、何かあったら来ますとかを前面に出してはいるのですけど。

○中村部会長

新垣委員がおっしゃるように、貸せ貸せだけではなく、社会的な理解を求めて地域で連携していくしかない、というところですね。

○久保田委員

今までの話の中で、障害者差別解消法という事が出てきていないので、住居の問題を考えると、この法律というのは強制力がないにしても、法律が施行されてから数年経っていますから、何らかの形で差別解消法が役立ったという事例はないのでしょうか。もしくは、まったく役に立っていないという状況があれば教えていただきたいのですが。

○中村部会長

合理的配慮という言葉の下に、どこまで強制力があるかというところですが、二見係長いかがですかね。

○二見障がい施策推進担当係長

差別解消法が出来たからかどうかはわかりませんが、不動産を借りるにあたって、うまく手続きが進んだ事例というのが、この後ご紹介いただけたと思いますので、多かれ少なかれ影響はしているだろうと思います。

おっしゃるとおり、差別解消法は罰則規定が特になく、どちらかというと寄り添い型の法律なので、それによって急に世の中が変わるというものではないですし、合理的配慮という考え方についても、アパートなり住まいの確保という時に、なにか不動産屋さんに課せられるかというところ、これも効力が発しないところで、あくまでも障がい者に対して障がいがあるという理由で差別してはいけないという、理念的な法律なので、この法律ができたということでコツコツと積み上げていくしかないのかなと思っています。

○中村部会長

今、困った事例ということで事例提供と意見交換していただいておりますけど、この後うまく行った事例というのでも出てきますので、その中で疑問が解消するかもしれません、ありがとうございます。

そうしましたら、困っている事例で、もう一点、11番の事例について鈴木委員からご説明いただいてもよろしいでしょうか。

○鈴木委員

私の場合、数年前に区画整理で22年住み慣れた場所から転居することになり、それを機会に息子の通っている施設の近くを探した際の出来事です。

不動産屋さんに問い合わせる際に毎回「息子が車いすの生活なので…」と説明をしているのですが、案内された物件がマンション内はバリアフリーでも歩道から建物に入るところに階段が5段くらいあり、毎日、重い車いすを抱え階段を上げ下ろしできると本当に思っているのか、不動産屋さん自身が車いすの生活がどのようなものか分かっていないから、このような物件でも案内するのだと感じました。また不動産屋さんに物件を何軒か見せていただいたのですが、各部屋に移動する際10cm以上の段差がある所が多く、息子自身は伝い歩きなどで移動できるので、ドアで指を挟んだり転倒するような危ない場所は無いか毎回現地に足を運んで確認しました。家を取り壊されるのになかなか引っ越し先が見つかず、簡単に探せると思っていたのでとても焦りました。

先日、役員会で第2回権利擁護部会で住まいの確保で大変だったことや困った事例など宿題が出ているのですが、皆さんから何か事例などありませんか、と問いかけた際に特に意見が出ませんでした。肢体不自由の場合、出生や若い頃に障がいが見つかるケースが多く、子どもの身体の成長とともに使いづらくなったお風呂やトイレなどリフォームすることで対応できているのかもしれない。都営住宅に住んでいる方のお宅に行った際に、柱を跨いでトイレやお風呂を使っている様子で、車いす仕様ではない都営住宅は肢体不自由にとって生活するのは大変だろうと感じました。

肢体不自由の場合は通院など車での移動

が主になる家庭が多く、今回、転居の際に駐車場を探すのも大変でした。また現在、区内のあちらこちらで駐車場だったところに一戸建てやマンションなどが建設されるなど駐車場が少なくなっています。実際私は2年前に駐車場を借りなおしました。これからは車の維持も大変な時代になるのでは、と事例に書かせていただきました。

肢体不自由の場合は、1人では住めないので住宅＝支援者探しが一番のネックです。親が元気なうちは一緒に住めるのですが、親が亡くなった場合、家はあってもヘルパーさんに夜間に来ていただくなど、そういうシステム作りが無いと障がい者本人が1人で住むのは難しいというのが現状です。

○中村部会長

そういう場合の相談というのは、どのようなところに相談していくのがいいのでしょうか。

○大越住宅計画係長

賃貸ですと段差を解消したりですとか、大家さんの承諾が無いと出来なくてですね、助成制度とかはあったりします。ただ、実質大きな改修を賃貸物件でやった事例というのはあまり聞かなくてですね、なかなか進んでいないというのが現状かと思っています。

また、都営住宅は東京都になってしまうのですが、建て替えを行っているのが昭和30年代、ようやく昭和40年代の都営住宅の建て替えが始まりつつあるなかで、そのころに建てられた建物というのは、バリアフリーの観点は少し対応できていなかったりというのはあると思います。

改修とかであれば相談は可能なのです

が、そもそも出来るかどうかというところが、大家の理解を深めていく必要があるのかと思いました。

○鈴木委員

賃貸なので改修までは考えていなくて、段差があっても大きな段差と小さな段差では全然違うので、段差がすこしでも少ないものを親として目で見て探さなければということでは一生懸命探しました。

都営住宅に住んでいた方でお母様が先に亡くなられていて、お父様が亡くなられた場合に、契約者がお父様だったので、そこには住めないという事で都外の入所施設に入られた方とかもいて、親亡き後の障がいのある子どもは、どうやって生きていくのか皆さん不安があります。

○中村部会長

都営住宅は親御さんの名義だと継承権が無くなるのでしょうか。無くならないですよ。障がいを持ってらっしゃる場合は継承されるかと思いましたが。

○大越住宅計画係長

都営住宅を担当していないので、他の係になってしまうのですが、継承できる条件があると思います。それに該当していれば、年齢であったりとかいろいろあると思いますので、それに合致していなければダメだというルールだったかと思います。

○中村部会長

権利擁護センターでもかかわっていたケースで、ご夫婦で知的障がいだったのですが、奥様の名義で借りていたのですが、奥様が離婚されてお家を出られた後、ご主人がそのまま住み続けられるよう支援

して、そのまま認められ、今でも住み続けているかと思うので、無条件でという事ではないと思いますので、そのような事も含めて相談窓口もありますので。

その他に、地域のお住まいの問題という事では民生委員さんのお立場では、小宮委員はそのような相談を受ける事というのは、障がいを理由に断られたというご相談みたいなのはありませんか。

○小宮委員

管轄しているところでは、そのような相談は直接受けてはいないのですが、先ほど言われた反社会的な方が、近所でいろいろトラブルを起こしていて、パトカーが夜間に来たりした人がいたのですが、身内の住んでいるところのアパートに住んでいて、他のアパートに行きたいのだけれども、探すとなかなか不動産屋さんがOKしてくれない。最近は年を取ってしまったので、その人も暴れたりパトカーを呼ぶことも少なくなってきたのですが、区役所で生活保護を受けていて、探そうとするとなかなかOKしてくれる不動産屋が少ない。現在は身内がいらっしゃるのでなんとか生活できるというところで、そういう方たちの住居を探すというのは難しいのかと。

それから、肢体不自由児の方で成功した事例ですが、すぐ隣の方で、北千住にお母さまが住んでいて、お父様がいないのだけれども、自活したいという事で、車椅子の子で、ヘルパーさんが24時間体制ぐらいで見に来てくれていて、食事とかトイレだとかいろいろ見てくれて、その子も家を探すのが大変だったみたいです。たまたま探したところの大家さんが在日の方で、今はアパートを経営しているのですが、若いころは住宅を探すのが大変だったので、特別

にOKしてくれたという話を聞きました。その方も高校生ぐらいのときに入居したのですが、現在は二十歳過ぎていて、昼間は施設に通っていて、元気に生活していて、たまに顔見ると「頑張っているね」と声をかけたりするのですが、大家さんによるとは思います。

私もアパートをやっているのですが、今は引越してしまっただけですが、2階に障がいをお持ちの方がいて、1階から2階にあげるためのリフトをお袋の為に作ったのですが、お袋が亡くなって使わなくなったので、その方に使っていただいて、今は施設に入っているのですが、ずいぶん助かったと聞いています。

エレベーターがついているところはあるのですが、普通の賃貸アパートだと2階か3階なのですね、そうするとエレベーターを設置しているアパートというのは5階以上にならないと採算が合わないの、先ほどの話しの都営住宅などは4階だと思うのですが、昔の造りだとエレベーターがなくて、お子さんとか肢体不自由児者の方だとそこまで上げるのは大変で、ヘルパーさんがいても2階ぐらいまではなんとか上げられるけれども、それ以上の階数だとなかなかそれが出来ない。

足立区も昔より良くなってきたので、地価が高騰してきて固定資産税が高くなってきたとかで、古い建物だと入居する方が少なくなってくると、建替えて新しい建物にしないとお客さんが入らないとか、そうすると建替えてしまうと、まだ居らした方が転居せざるを得ないと。転居するにあたっては、新規の場所を選択することが出来なくなって、足立区が良くなることはありがたいのですが。それに対して、土地を持っている方の考え方が変わってきていて、マ

ンションスタイルにするのか、ワンルームにするとか。今、北千住に大学がかなり出来てきたので、大学の学生さんのためのワンルームマンションというのがかなり増えてきている。ただ、ワンルームマンションだとバリアフリーの建物とかではないので、そのような建物が増えてくると、昔の2LDKとか畳の部屋とかが少なくなっているの、障がいがある方の住宅の選択の余地が、昔よりは狭まっているというのは感じます。

○中村部会長

ハローワークさんだと就労支援がメインだと思うのですが、木村委員のほうで就労支援の中で住まいの問題というのはありますか。

○木村委員

就労活動する中で大きいのは、知的障がいの方で親御さんが亡くなられた後で、お仕事はあるけど住まいはどうするかということで、会社さんがいろいろやられていることはあります。お仕事をそのままやっていらっしゃる方であれば、会社さんの方でやってくれますので。

○中村部会長

そのような時は、会社さんと不動産屋さんでやっていたいいるのですかね。

○木村委員

そうですね。後は、支援機関さんと事業所と話をしながら進めています。

○中村部会長

ありがとうございます。それでは、一つ目には困っている事ということで、事例提

供、情報交換していただいたのですけれども、次は工夫している事、またはうまくいった事というところで事例をご提示いただいていますので、こちらについても意見交換できればと思っています。

こちらの事例につきましては、10番の事例について、成仁病院の小杉委員からご説明をお願いします。

○小杉委員

私たちの住まいの確保ですが、先ほど新垣委員からもお話がありましたように、普通に成仁病院に入院されている方の住まいを見つけないと不動産業者さんにお話をしますと、私も1日かけて30件ぐらいにかけたことがあるのですが、全部お断りさせていただきますという状況もありまして、なかなかご理解のある不動産屋が見つからなかったのですが、ご縁がありまして、数は少ないながらも理解のある不動産業者さんが見つかりまして、先ほど保証人さんの問題とか緊急連絡先の問題も出ていましたが、その不動産業者さんはとても理解がありまして、そのようなところを速やかにクリアしてくれる状況がありまして、非常に助かっているなと感じています。

逆に言いますと、私たち住まいを探すことにあまり困ってなくて、住まいを見つけた後の生活を、どうやって支えていくかというところが、私たちの支援の中で中心になってきているというのが現状です。

もう一つは、区内に滞在型のグループホームが増えてきていまして、グループホームもいろいろな支援をしてくださるグループホームさんも多岐にわたるので、どこまで支援して下さるというのがグループホームさんによってかなり差がありまして、施設とまた違いまして、具体的な身体介護を

してくださる施設さんというのは、現実的にはあまり多くはないのですが、中にはやってくださる施設さんもありますので、グループホームさんの中でも、どこまで支援して下さるとか、日頃から関係機関さんと情報交換しながら、この状態の方であれば、ここのグループホームさんに入れるとか、自立度の高い方じゃないとなかなか入れない施設さんとか、そういう情報に関しては施設探しをする上で非常に重要になってきますので、日頃からの関係機関さんとの交流というのはすごく重要ななと感じています。

○中村部会長

今のご意見を踏まえて、新垣委員いかがですかね。病院さん同士で情報交換みたいなのはされたりはするのですかね。

○新垣委員

後でその不動産屋さんのお名前を聞こうかと思っていたところです。確かにすごく理解をしてくださって、協力して下さる不動産会社さんもいて、最近保証人会社さんにことごとく患者さんが落ちられるという現状があって、その保証人会社さんの受け答えのレクチャーを不動産会社さんがして下さって、リハーサルとか台本めいたものを作っていたりということがつい最近あって、本当に落ちまくっていた方で、だんだんと探すことをあきらめてしまったりするのですが、そのような関係性がある中で少しずつ広がっていく関係もある。

先ほどの鈴木委員のお話を聞いていて、障がい者の場合は、住宅と支援をセットで考えなくてはいけないのかなと、住宅があって、そこにはかならず支援が必要になって、では住宅を提供する方に、どのような

支援があるの、安心できるのとか、そのあたりを精神の包括ケアシステムの中に入ってくるのではないかと考えているのですが、こちらが患者さんの為にやろうとしている支援と、住宅を提供する側が求めている支援というのは、微妙に一致していたり違ったりする事もあるのかなと思うので、もう少しそのあたりの意見交換をしていて、包括的にその方の生活が見つけられ、その後の生活を保証できるような形は、精神の方にはすごく重要になってくるのかなと思う。

あと、福祉事務所さんにお聞きしたいのですが、シェアハウスというのが最近足立区内に増えてきて、生保の方がシェアハウスを住宅として認定されるというのは有りなのですか。

○後藤英樹委員

方針としては、なるべく他を選択できるならシェアハウス以外でというお願いをしています。

○新垣委員

無いこともないという事ですか。

○後藤英樹委員

シェアハウスに入っていて生活保護を受給している方というのはいらっしゃる。数はかなり少ないですが。

○中村部会長

それは順番として、シェアハウスに入っていた方が生保を受けられる、それとも生保を受けてからシェアハウスに入られる、どちらもありますか。

○後藤英樹委員

そうですね、明確にラインがあるわけではないので、いろいろな事情があってという事で、我々もこうしていただく方が望ましいという支援をしています。

○中村部会長

大内病院の後藤委員、いかがでしょうか。

○後藤直弘委員

先ほどの小杉委員のように不動産回りとか、あまりしたことはないのですが、大手の不動産屋さんでも私が行ったときは対応が良くて、実際に単身で住まれた方もいらっしゃるのですが、いろいろな話を聞くと圧倒的に断られたり上手くいかないケースがあるので、一筋縄ではいかないなと感じています。

グループホームは増えてきているのですが、グループホームで上手くいかない人が戻ってくる事も多いですし、グループホームで上手くいかなかった人が、自分でアパートを探したらすぐにアパートが見つかって、アパートに入れたという人がいて、本当に縁であったりとかというのを、日頃からの交流ですとか、ケースごとにつなげていってやるしかないのかな、というのが実情なので、情報があったら教えていただきたいと思います。

○江黒委員

すいません、9番の①なのですが、精神障がい者である事を話す必要を感じていなかったの、話さず物件が見つかった、入居できたという事が書いてあるのですが、私も障がいのある子供を持つ親なので、こういうことだと先ほど言いましたが、住宅が見つかるではなくて、住宅を見つけた後

の支援が大事と考え、もし何かあった時に、信用がなくなってしまう、大家さんとも不動産屋さんとも。

確かに物件を見つけるために話さなかったという事情も、とても分かるのですけれども、そこまでしないと見つからないのかという、複雑な気持ちと、きちんと正直に伝えたいので住宅を探さないと、その後の支援もなかなか上手く進まない場合もあるのではないかと、ちょっと特殊なタイプだと思って、読ませていただきました。

先ほども言いましたけれども、相互が安心できる、貸した側も、借りる側も安心できる、信頼できるというところを必ず作らないと、住宅は見つかったけれども、その後に世話人さんとも上手くいかない、近隣とも上手くいかない、そういう事が全てずれて悪い方向に行ってしまうという事もあるので、なかなか難しいな感じました。

○中村部会長

先ほどから、日頃からのコミュニケーションや情報共有というところと、貸す側も、借りる側も安心できるというのはすごく大事な事だと思います。

他にご意見等ありますか。

○久下委員

話がそれるかもしれませんが、当院のデイケアに通っている方でシルバーピアに入っている方がいるのですが、以前は世話人さんみたいな方が連絡をくれたのですが、今回換気扇から、本人が使わなかったのか埃だらけで何かで、それがセコムさんに行って、その管理人さんみたいな方にセコムさんなので立ち会えないと言われたのですが。

○大越住宅計画係長

シルバーピアも住宅課が管理しているのですが、私もそこまでわからないのですが、シルバーピアは常駐の管理人さんがいて、さらに緊急通報システムが入っています。セコムが駆けつけたという事は、おそらく緊急通報システムが作動して、これは毎年委託で管理会社さんを、必ずしも毎年セコムさんという訳ではないのですが、発動したからセコムが行かれたのかと思います。今のお話を聞くと、緊急通報システムが発動してセコムが来たので、自分の範疇を超えたのかと感じたかもしれませんし、経緯はわからないのですが、本来であれば一緒にやっていただく、出来ることをやっていただくのが原則だと思います。

○久下委員

その方は良い方なので、前はいいのですがここからは出来なくなったのでという言い方だったので、そこは困るなと思って。お水を使っていなかったので、デイケア来ていますかとか聞いてくれる人だったので、今度そういうのがセコム管理になったので、という言い方だったので。

精神科にも70、80代の方もいるので、ちゃんと連絡くれればいいのですが、その日に居てくださいとか、ちょっと冷たい時があって、しばらく経ったら立ち会ってくれますと、中まではあれですけど、と、やってくれたんですけど、これからそういうふうに管理も変わってくる時代なのかなと思って。

○大越住宅計画係長

管轄する範囲が変わったのかもしれませんが、緊急通報システムで対応するという

線引きがここまでとか。そういう意見があったというのはお聞きしておきます。

○久下委員

そうであれば、そういうふうに対応しなければいけないのかなと思ったので。訪問さんとか入らない、ヤダというケースだったので、それであれば本人に話して誰か入ってもらうようにしなければいけないのかなと思ったので。

○中村部会長

他は大丈夫でしょうか。もう一つ、5番の内田委員からのケースについてご報告いただきたいのですが。

○内田委員

8ページの5番①です。

グループホームでの訓練が順調に進み、アパート転宅が出来る方、この方についてはまず不動産屋さんに連絡を入れて、病名、生保などを伝えたくて受け入れをしてくれる大家さんを探してもらっています。OKの時はFAXで物件情報を流してもらい、その後メンバーと同行して窓口に行きます。初めから窓口に行くと門前払いが珍しくなく、何件行っても見つからないために、心身ともにメンバーさんも疲れてしまうという状況になってしまいます。過去にグループホーム卒業生がアパート転宅して、数年間経っても問題なく生活が送れているという実績を積み重ねながら、卒業生がお世話になっている不動産店にお願いすると、より探しやすくなっています。また、保証人については今の制度では必要ないらしく、保証人協会を通じて緊急連絡先は必須、クローズで探すほうが物件は探しやすいのですが、万が一トラブルになる可

能性があるので、クララでは必ずオープンで受けてくれる不動産屋さん、保証人協会さん、大家さんで探しています。

②1人暮らしが難しいと判断した時。関係者、これはご本人・家族・医療・福祉・保健・通所先などで検討を行っています。救護施設などに申込みをする場合は、東京都の救護施設の待ちが、現在1年から1年半ぐらいかかるために、グループホーム利用途中で生活能力の見極めをして、救護施設の見学、申し込みを行い、グループホームの期限内に次の住まいに引越しをしています。この方法を取らないと行き場を失ってしまう方が出てしまうために、必ずつなぎが良くできるように住まいから住まいという方法を取っています。

③1人暮らしが出来る目安としてですが、グループホームで生活をしていただく中で、グループホームから施設に移っていただくのか、もしくは単身生活が出来るのかという目安です。1番目に火の始末が出来る事、2つ目に通院服薬が出来る事、3つ目に金銭管理が出来る事、この3点が1人暮らしをするために重要と考えています。グループホームでの練習を行い、1人暮らしを実現するためには、これらが必要だと思います。以前は、食事の管理ということが言われていたのですが、食事の管理は配食弁当などで対応出来たり、総菜等で購入して食べることが出来るので、これは出来なくても問題ないかなと思います。衛生面については、ヘルパーサービスに依頼して、ゴミ捨て、掃除、入浴の支援、洗濯などをプランに入れて対応できています。今、お伝えした1番から3番については毎日の事で、自立及び自ら律する自律が出来ていないと、1人暮らしは難しいと思います。

④その他の住まいなのですが、高齢の方にはシルバーピアに入られた方、ケアハウス、これが軽費老人ホームに入居した方、また介護が必要な方については介護保険適用の施設に入所するなど探させていただいております。以上です。

○中村部会長

すごく的確に書いていただいて、わかりやすい事例になっています。皆様の方からいかがでしょうか。

○森澤部会長

今のお話から少しずれるかもしれないのですが、私が以前いた千住地域で支援した方に、グループホームから1人暮らしをするので退居されるという方の物件探しを、B型施設に通われていた方にしたことがあるのですが、そこで不動産屋さんがグループホームの方に、卒業生を受け入れてくれるアパートという事で紹介して下さったのですが、いろいろ不動産屋さんにご相談に行く事が毎日というか、日々あって、その不動産屋さんが次は紹介できないとおっしゃったときに、転居先を探すのはとても難しかったなというところで、千住地域ではオープンで受け入れてくれる不動産屋さんがなくて、様子を見ると、そういう物件はありませんと、話を聞く前に追い返されてしまう。ひどいところだと、生保内の物件はありませんということで、5万3,700円以下の物件、そこはそれ以上なのですよ、全て、というような断り方をされてしまう不動産屋さんも多かったので、このようなオープンで受け入れてくれる信頼関係を築ける不動産屋さんを探すのがとても大切だなと思いました。

すこし伺いたいののですが、そういう方の

グループホームだと、引越しもすべてグループホームの職員さんがお手伝いして下さると思うのですが、他のところですか、支援機関さんはどのようにされているのか、実際に引越しされる時はメンバーさん1人で、ヘルパーさんもいなかったもので、事業所の職員もそこまでは出来なくて1人で引越しされるケースがあるのですけれども、どこにそのようなお願いをしたらいいのかというのを、皆さんにお伺いできたらと思って、住まいを探した後の引越しをどう支援しているのかというのを伺いたいなと思いました。

○中村部会長

今のご質問はいかがでしょうか。内田委員のところで何かケースがありますか。

○内田委員

グループホーム以外ですので、民間から民間という感じですね。

○森澤会長

そうですね、グループホームではすべて引越しまでをやっていただけるのか。

○内田委員

グループホームでは物件を探すところから一緒にやらせていただいている、話がずれるかもしれないのですが、先ほど出た障がい者差別解消法の部分で、本来ですとこの法律が出来たことでオープンにしないで探して良いと思うのです。私は障がい者です、こういうことがあるけど入れてくださいということは、言う必要がないというような法律だと思うのです。だけれども、実際そのとおりに言わないで探したときにトラブルが起こった時に、それは聞いていま

せんでしたよと言われたときに、一番つらい思いをするのはメンバーさんなので、そのような意味でお伝えさせていただいているのです。

お引越しをするにあたって、断られてしまうような不動産屋さんですと、何度行っても断られてしまうので、次に新しいところを開拓するか、不動産屋さんによく言われるのが、薬をしっかりと飲んでいたりとか、通所をしっかりとしている方については問題ないかと思うのですが、マスコミを騒がしているような方たちというか、通院もしていなくて服薬もしていなくてという方たちが問題を起こしてしまっていて、それが大きくなってしまっていて、地域で過剰に反応せざるを得ないような状況になってしまうというのがあると思うのですよ。そういったところでは、不動産屋さんも、もしかしたらそうなるのではないかと、大家さんでもできればそういうリスクを背負いたくはないというところがあると思うのですが、そういった問題の中で貸して下さるところを、かなり広く探していかなければいけないのかなと感じます。ごめんなさい、話が飛んでしまっ。

どのグループホームも、お引越しする時に関しては、すべて一緒に探させていただいて、お引越し先のお部屋のセッティング等もやらせていただいています。引越しとなった時は、ヘルパーさんが入っていないと、どなたがお手伝いするかというと、ボランティアになってしまうので、通所先の方なのか、保健師さんとか福祉士さんとか、どこまで行政の方でもサービスが入っていない中で動いてくださるというのを、教えていただけたらと思います。

○中村部会長

精神の方については保健師さんがついていらっしゃると思うのですが、そのようなところでどこまでお手伝いをされるのかというのを、上原係長にお聞きしてもいいですか。

○上原精神保健担当係長

お引越しされる前に極力荷物は少なくして、整理してというところでは、ヘルパーさんが入っていただいている方は、そのところを。引越したからと言って、ヘルパーさんを増やすことはできないのですけれども、日頃から計画的に患者さんと一緒に荷物を少なくしていただいているところをやって、当日のお手伝いについては制度としては無いので、当事者の方のお友達であったりとか、ご家族に頼っているのが現状かなというところです。

○中村部会長

仮にその方が生保を受けている方だと、手立てはあるのでしょうか。

○後藤英樹委員

生活保護の受給者が転居する場合は、アパートを見つけるとことから基本的にはお一人でやっていただいて、必要な費用を給付するという形なので、積極的にいうのはないです。最後の最後というか、障がいの援護の方もそうなのですが、いろいろな状況を目の当たりにして、誰も手を差し伸べる状況がなければ、業務内でやるというのは全く無いわけではないです。

○山崎地域生活支援担当係長

自立支援協議会全体の事務局をしております、障がい福祉センターあしすとの山崎です。2年前まで千住福祉事務所の保護係

長をしておりましたので、今の件で少しお話をさせていただきます。

引越しのお手伝いですが基本的にワーカーはやりません。ただ、生保の場合は後藤課長がおっしゃったように、引っ越し代が出るので、引越し屋さんがまるっとやってくれるところがあるので、もちろんその中で一番安いところをお願いするというのはあるのですが、本当にご高齢の方とかで、どうしてもというときは中で確認して、会議等経てからお願いしてやっていただいているところとかは、何件かありました。段ボール詰からとかですね。実際、段ボール持っていったら、本人がドアを開けてくれないとかトラブルもありましたが、そのような事がありました。

あと、先ほどのシェアハウスの事です。が、シェアハウスがどうかよりも、平成25年ぐらいからだったかと思いますが、単身の住宅扶助に面積要件がついています。基本5万3,700円ですと、16㎡を超えないといけない。これのハードルが結構高いです。千住はこれがすごく高くなってまして、先ほど森澤部会長がおっしゃっていたように、千住でなかなか見つからないというのも、これは障がいがなくとも見つからないという現状があります。一方で、古いアパートの建て壊しが結構あって、探そうとなると風呂なしとか本当に古いところでやっと4万5千円とか、というような状況があって、なかなか16㎡クリアというのは難しい。千住以外ですと探せるというのはあるのですが、シェアハウスも同じ理由です。面積要件があるので、面積によって家賃が変わってくるのですね、そこをクリアするとなるとシェアハウスは面積要件で引っかかってきて、家賃が合わなくなる。ということがあって現実的には

なかなか難しいという事を補足させていただきます。

○名久井委員

この保証協会というのは、保証会社の事ですか。費用はいくらくらいかかるのですか。

生保の方の話がありましたが、私の知っている方で、足をくじいて、2階に住んでいて生保を受けていたのですが、もう2階に上がれないという事で、生保の担当者が来て、舎人ライナーの駅の近くに引っ越したのだけど、とても親切にやってくれたと。それで保証人がいないのですね、それでどうしたのと聞くと、全部生保の方でやってくれたよと、これは本当にやってくれるのですか。

○山崎地域生活支援担当係長

ケースバイケースなのですが、生保が断られるというよりは、私が現場で感じていたことなのですが、生保を受けますよという不動産屋さんが逆にいるのは事実です。今、住宅扶助について福祉事務所から家主さんに直接払うという事をやっているのですね、全部が全部ではないのですが。それを前提に、とりっぱぐれがないなら、というところで、生保を受けてくれる不動産屋さんがいるのはあります。その延長線上で緊急連絡先があれば、というのがあったなという記憶があります。

○中村部会長

保証会社の方で、いくらくらいでやるというのはありますか。

○山崎地域生活支援担当係長

保証会社のお金も生保で出るので。基準

が少しわからないので。

○大越住宅計画係長

障がい者によってですが、家賃の50%から70%ぐらいです。5万円ですと、2万5千円ぐらい。1クールの2年間の更新までです。

○新垣委員

さっき森澤さんが言っていたように、引越しの問題って、住宅の確保をして引越しの時になかなか、具体的に単身の方で身寄りがない方だと、お手伝いしてくれる人がいないという現状と、ヘルパーさんは基本は引越しとか大きな荷物を動かすとかという業務はやっちゃいけないけど、出来る範囲でお手伝いしてくれるヘルパーさんもいたりするのですが、そこも今グレーゾーンというかあまり支援が無い部分かなと。引越し屋さんや業者さんもある程度はやってくれるのですが、ある程度までは自分たちで準備をしなければいけなかったり、捨てる物は分けて粗大ごみで出すとか、本当にそこはサポートが薄い部分かなと、だれが、どこがサポートするというのもあまり明確になっていなくて、本人との関係性の中で、この人だったら手伝ってもらえるけど、あまり知らない人が入って来るのはちょっとというようなのが、精神の方だとあるので、そのあたりを臨機応変な、選べる支援というのがあるといいかなと。病院はケースワーカーがジーパン履いていると、今日誰の引越しだ、みたいな世界で、あとはいいからとにかく移動だけはしなくちゃみたいだね。

今後課題になるのかなと。ずっとは要らないのだけど、一時、引越しの時、手続き等含めてちょっと濃厚な支援が必要になる

時が住宅の問題にはかかってきますよというのがあるかなと思いました。

○中村部会長

実際、誰がお手伝いの調整するのかというところでは、一番グレーなところで、グレーなところが得意なのは社会福祉協議会なのかも知れないのですが、本当のところ言ってしまうと、私がいる権利擁護センターあだちでは、地域福祉権利擁護事業のお客様、精神の方もいらっしゃいますし、知的の方もいらっしゃるのですが、必ずチームで支援しているので、うち以外にも事業者さんがいたり、ケアマネさんがいたり、ワーカーさんがいたり、計画相談員さんがいたり、保健師さんがいたりというのがあるのですが、どこも動けない時ってどうしてもうちにお鉢が回ってくるのが結構ありまして、住宅から他県の障がいの施設に転居するときに、都住の引き払いは誰がやるのと言ったときに、直接うちがやったことがありましたし、変な話、その家は猫が3匹いて、押し入れから出て来ないので押し入れから引っ張り出して、千住保健所をお願いして、一日だけ駐車場の車の中に猫を置いて、翌日世田谷に連れて行ったりとかやったりですとか、私が前いたヘルパーステーションでは、どこもできなければ、業務ではあるのですが、本来の業務以外で動いたりですとか、お手伝いはさせていただくことはあるのですが、私が責任者として職員に言うのは、どこもできない場合はやむを得ないこともあるのですが、みんなで順番にやってねと、うちだけが全部やるのではなくて、率先してやるのはうちで構わないから、次はどどこさんお願いねと、みんなでシェアしていかないと、うちだけというのは出来ないのと、と

というのは事例としてそのような事があるのですが、グレーな部分で誰かがやらなければいけないところでは、最後は腹据えてみんなでするしかないのかなというのが、現場で支援していると見えてきます。

○江黒委員

グレーなところで、という話があったのですが、ここにいる方たちはヘルパーさんのサービスを使ってゴミ捨てやお掃除、毎日やらなければいけないお金の事とか、頓服の事とかというのは、出来るかもしれませんが、発達とか精神とか、知的とかというのは、こんなことは出来るのに、こんなことが出来ないのという、ものすごい差があって、福祉につながっていればまだいいのですが、福祉につながっていない方も多々いるのですね。発達とか、大人の知的とか精神とか。

そうなったときに何かあった時につながるのですね、福祉に。親が亡くなって汚部屋になって臭くなって、近所から通報があって実際に行ってみたら、親御さんが亡くなっていて部屋がものすごいことになってと、ちょっとお子さんに知的な障がいがあって福祉につながりました。それまで福祉につながっていなかったというのが不思議なぐらいの状態、内田さんのところもそうなのかもしれませんが、そういう状態で来た人っていますか、福祉につながらないで、よく今まで福祉につながらないで頑張ってきたねという人っていましたか。

○内田委員

そのような方が大半を占めています。例えばご家族と一緒に住まわれている方たちというのは、ご家族が一生懸命守って生活してきているので、実際に一生懸命いろい

ろやっていたいただいたご両親が体を壊されたり、亡くなられてしまったときに、一人部屋に残されてしまって、そこから問題が出てきてしまうという方たちは、結構多くいらっしゃると思います。

それでグループホームに入られて、いろいろな事をやってもらっていたので、洗濯機の回し方もわからなかったり、いろんなことがわからない方たちが多くいらっしゃる、そこはいちからの練習になってくる。

○中村部会長

いま、江黒さんがおっしゃった福祉につながっていないというのは、何のサービスにもつながらないでここまでやってきたという事ですか。

○江黒委員

そうですね、学校は足立特別支援学校を出ているのに、企業就労できたのでそこで福祉とは縁が無くなって、愛の手帳ももういらないという本人の意思と、家族の意思で、そこでプツンと切れちゃうのですよね。

本当は企業就労しても、3年ぐらいは足立特別支援学校でトラブルがあった時は支援しますと言っているのですが、親は一般就労できたことに満足してしまって、その後の事が、これからの長い人生に関わってくるのに、就労できたことがすごく嬉しくて、福祉とはつながらなくてもうちの子は生きていけると思ってしまって、自ら福祉と離れてしまうという現状がとても多くあります。

そこが大人になって、問題を起こしてしまったり、事件を起こしてしまったりという方たちが、福祉につながっていない方が

多いですね。今みたいに来た時に、福祉につなげるというのは、地道な活動ですがそのようにしていくしかないなと実感しているところです。

○中村部会長

その場合の、愛の手帳もいらないみたいなのは。

○江黒委員

手続をしない、もう更新しないという。

○中村部会長

そこで切れてしまうと、その後、再発行みたいな事は。

○江黒委員

本人がしない限りはないのではないですかね。

○二見障がい施策推進担当係長

手帳は返還できるのですね。ご本人が、いらないという感じで。でも返還されてもご本人の状況を確認した書類は東京都に残っているので、再発行は出来ます。

就労して手帳返還して、就労支援機関とも断ってしまうということが、実際にあるのだと思うのですが、それだと元々障がい者枠で雇用されていれば、手帳を返還してということになってしまうと、その枠からも外れてしまうとか、企業側は助成金の問題であったりとか、ハローワークさんとの関わり方も変わってきたりとかするので、あまりそのような事の無いように学校でも指導はしているのだと思うのですが、卒業してしばらくたってそうになると、確かにどこからも声がかからない可能性は出てくるかもしれないです。

○中村部会長

手帳を返還されると、その後関係機関は後追いとか全然しないのですか。

○二見障がい施策推進担当係長

ご相談があれば行くと思うのですが、拒否という感じで返されてしまうと、こちらからのアプローチは難しいかもしれないですね。

○江黒委員

更新しなきゃいけない時期に更新しないとか、サービスの更新もしないとか、しないとそのままになってしまって、ということもありますよね。本当にご本人さんとご家族さん次第の考え方なのですけど。

○中村部会長

そういう時には、同じ親の会の方とかでアドバイスしあったりとかは。

○江黒委員

そのような時に、このあいだ連絡が来て、つながっていないのと聞いたら、つながっていないと。

学校を中退してしまったので、その時点で子供が外に出られないので、福祉サービスも使いたくても、家から一步も出られなくて、暴れちゃって。だから、福祉サービスも使わないという事で更新してないですと言って、ちょっと問題が起きて、えっ、みたいな事になっちゃうのですよね。

実際わかった事例は本当に一部で、就労の時に入っていても、つながってはいるけど全然お世話になっていないとか、サービスを使っていないとか、そういう方が多々いると思います。

○中村部会長

今日は、それぞれの障がいに関わっている方がお集まりいただいているところで、それぞれの障がいでの悩み事ですか、解決策というのは一個一個違うとは思いますが、それでもやはり地域でつながって、地域の資源をどう活用して、ニーズをつかんで困っている人に手を差し伸べられるかというところでは、行政であったり社協であったり、関係機関のみなさんで、やはり連携していくしかないのかなというのが、ありきたりな答えなのですが、そのようなところしか見つからないところなのですが、様々なご意見を皆様から頂戴いたしまして、いろいろな情報共有が、僕なんかも思っていなかった皆さんの心配事、困りごとみたいなものが見えたところで、また今後もうこういった形で、今回は合同開催というところで、いつもよりは広い情報共有が出来たのかと思うのですが、ますますこのような会議の中でみなさんのご意見を聞きながら地域の支援を行政ともども進めていきたいと思ったところです。

最後に、もうお時間も迫っているところで、まとめを森澤部会長からいただきたいと思います。

○森澤部会長

皆さんからたくさんのご意見をいただいて、貴重な情報共有、意見交換の場だったなと改めて考えさせられました。住まいの確保と言っても、幅広く、足立区の土地の事だったりとか、そのような状況からいろいろな支援の協力体制からいろいろなことが関わってくるのだなということが改めて感じ、先ほどご意見いろいろありました。が、私たちも貸してほしいと言うだけでは

なく、不動産協会の方たちにもアプローチしながら、私たち自身が支援をしている人たちが、どのような事が障がいであって、どのような事に困って生きづらさを感じているのか、どのようなところをこちらで支援して行くから、安心して貸してくださいということを、歩み寄った形で作り上げていけるのかという事が、必要であるのかなと思っております。

また、住まいの確保について横のつながりが、良い不動産屋さんを紹介しあったりとか、まだまだなかなかつながっていないのかなという現状もあるかと思いますので、今後支援をしていくうえで、横のつながりも、ここにいらっしゃる方たち以外にも、広く大切にしながら情報共有、情報交換して、新しい何かを創り上げていけたらいいと思っています。

本日は貴重なご意見ありがとうございました。

○中村部会長

ありがとうございます。この場であの不動産屋さんが、みたいな話はしづらいと思いますので、名簿もついていますので意見いただいたのがどのどなたかというのは皆さんわかっていると思いますので、情報共有をしていただければと思います。

それでは、意見についてはおしまいにしたいと思います。今日は多数の事例を挙げていただいてありがとうございます。なかなか、全てを取り上げることは出来なかったのですが、今後の参考にさせていただきたいと思います。それでは、司会を事務局にお返しさせていただきたいと思います。

○樋口精神保健係長

中村部会長ありがとうございました。み

なさん長い間、ご協議いただきありがとうございます。
ございました。

4 事務連絡

精神医療部会は、次回の日程が決まり次第ご案内いたします。

権利擁護部会については、11月19日
火曜日、午後2時から4時まで。場所は千
住庁舎の2階会議室を予定しております。

(了)